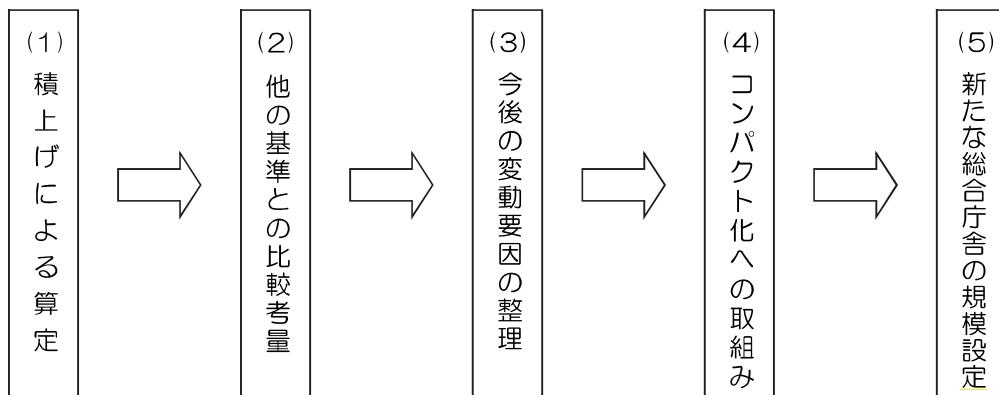


3 総合庁舎の規模

新たな総合庁舎の規模については、まず、各課単位で固有スペースも含めた使用スペース、会議や打ち合わせの実態、使用している事務机の数、保有する書類や物品の状況等を調査・分析し、積み上げて算定しました。さらに、その結果を、「総務省地方債算定基準」等に基づく算定結果や、近年の庁舎整備計画事例に基づく算定結果と比較検討し、一定の幅を持った設定規模として整理しました。そのうえで、今後の変動要因に対する現時点での分析結果を整理し、最後に、コンパクトな庁舎をめざした取組みによる削減目標を考慮して、新たな総合庁舎の規模を設定しました。



(1) 積上げによる算定

◆算定の方法や考え方

施設構成	規模算定の考え方
①執務スペース (各課占有スペース等を含む。)	・全体として狭いではあるものの、デスクまわりなどについてはほぼ現状の規模で執務執行ができていることから、現状と同規模が適当であり、現状面積で算定しました。
②会議室、作業スペース等	・各課単位に会議や打ち合わせの回数、時間、人数を調査するとともに、会議室（府内・府外）の利用状況を把握分析して算定しました。
③倉庫	・各課の保管する資料等のボリュームや保管スペースの現状を把握分析して算定しました。
④災害対策本部 関連スペース	・災害時における総合庁舎の役割及び災害対策本部機能や関連諸室の役割を把握分析しつつ他自治体の整備事例の調査分析を踏まえて算定しました。
⑤総合窓口・ロビー	・現状の待合スペースと通行スペースの状況を調査分析したうえで、他自治体の整備事例の調査分析を踏まえて算定しました。
⑥食堂喫茶	・現状の規模で算定しました。
⑦その他のスペース	・現状の把握分析及び他自治体の整備事例の調査分析を踏まえて算定しました。
⑧議会関連 (区議会事務局を含む。)	・他自治体の整備事例の調査分析を踏まえて算定しました。

※⑦その他のスペース = 階段、廊下、エレベーター、トイレ、休憩室、機械室など

【算定結果】

積上げによる規模算定の結果は下表に示すとおりです。現状の規模に比べて1.3倍程度と算定されます。

◆算定結果

施設構成	現状規模	算定規模	増減	備考
① 執務スペース※1	約 8,000 m ²	約 8,000 m ²	0 m ²	
② 会議室等※2	約 600 m ²	約 1,400 m ²	+800 m ²	
③ 倉庫 ※3	約 1,300 m ²	約 1,600 m ²	+300 m ²	
④ 災害対策本部 関連スペース※4	(約 400 m ²)	約 600 m ²	+200 m ²	
⑤ 総合窓口・ロビー	約 700 m ²	約 2,000 m ²	+1,300 m ²	
⑥ 食堂喫茶	約 300 m ²	約 300 m ²	0 m ²	
小計-1	約 10,900 m ² 【58.0%】	約 13,900 m ² 【60%】	+2,600 m ²	
⑦ その他のスペース	約 7,900 m ² 【42.0%】	約 9,300 m ² 【40%】	+1,800 m ²	議会関連を含まない。
小計-2	約 18,800 m ² 【100%】	約 23,200 m ² 【100%】	+4,400 m ²	都税事務所(約 3,000 m ²)を除く面積
⑧ 議会関連 うち()は議会事務局	約 1,400 m ² (約 100 m ²)	約 3,100 m ² (約 100 m ²)	+1,700 m ²	共用部分を含む
合 計※5	約 20,200 m ²	約 26,300 m ²	+6,100 m ²	

※1 ①現状の執務スペースには第一厚生棟2階の事務室等、第二厚生棟の人事課等、倉庫（旧休日診療所）を含みます。議会事務局は、⑧に算入しています。

※2 ②会議室の算定規模は約 1,500 m²ですが、災害対策本部関連スペースの中で会議室としても利用可能な面積の 1/3 を算定規模から減じました。

※3 ③現状の倉庫には、新館、本館、第一厚生棟、第二厚生棟、プレハブ倉庫（旧シェレッダー室）内の倉庫スペースを含みます。算定規模は、現在、新館1階の文書倉庫以外で保管している文書及び文書以外の保管物の約 7,400Fm (ファイルメーター)を保管するためのスペース約 1,400 m²に文書倉庫面積を加えた面積です。ファイルメーターとはオフィスにおけるファイル量を把握するための単位で、書類を単純に積み上げた厚みをメートル単位で表示します。

※4 ④現状の災害対策本部関連スペースには、庁議室など他と併用するスペースを含みます。

※5 現状規模の合計は、新館、本館、議会棟に加えて、第一厚生棟、第二厚生棟、プレハブ倉庫（旧シェレッダー室）、倉庫（旧休日診療所）の執務、倉庫等に利用するスペースの合計です。

注1) 平成26年1月1日現在の本館、新館、議会棟で区が使用している面積

本館 : 7,146.00 m²

新館 : 10,148.41 m²

議会棟 : 1,403.75 m²

(計 : 18,698.16 m²)

注2) 現状規模に算入した上記以外の面積

第一厚生棟の内 : 約 822 m²

第二厚生棟の内 : 約 334 m²

プレハブ倉庫（旧シェレッダー室）の内 : 約 292 m²

倉庫（旧休日診療所）の内 : 約 82 m²

(2) 他の基準との比較考量

(1) の積上げによる算定の他に、総務省自治財政局通知の庁舎建設事業費の標準的な事業費の取扱い算定基準に基づいて庁舎規模を算定した「総務省地方債算定基準に基づく算定」、国土交通省の国家機関の建築物及びその附帯施設の位置・規模・構造の基準に基づいて算定した「国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく算定」、東京都内で新庁舎整備を実施している他自治体の実例データを参考にして職員一人当たりの庁舎面積をベースに比較換算して算出した「庁舎内職員が同程度の規模の庁舎事例に基づく算定」を行いました。その結果は、下表のとおりです。この算定結果のうちで突出した面積になった「④-A」を除いた平均を求めると、約30,200m²となります。

算定方法	算定規模
① 積上げによる算定	約 26,300 m ²
② 総務省地方債算定基準に基づく算定	約 33,000 m ²
③ 国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく算定	約 28,200 m ²
④ 庁舎内職員が同程度の規模の庁舎事例に基づく算定 (Aは整備済みの庁舎、Bは整備中の庁舎)	A 約 41,850 m ²
	B 約 33,300 m ²

突出した面積の「④のA」を除いて平均を算出	約 30,200 m ²
-----------------------	-------------------------

積上げによる算定規模の約26,300m²を基本としながらも、他の基準による算定結果も加味し、積上げ結果に他の基準による算定結果を加味した新たな総合庁舎の規模を、約27,000m²～約30,000m²と算定しました。

他の基準と比較考量した新たな総合庁舎の想定規模	約 27,000～30,000 m ²
-------------------------	--------------------------------

(3) 今後の変動要因の整理

(2) で新たな総合庁舎の規模として設定した概ね27,000m²～30,000m²の延べ面積は、現在の執務環境を基本にした算定であることから、ここでは、今後、総合庁舎の規模に変動を与える要因を以下の5つの視点から整理しました。

今後、総合庁舎の規模に変動を与える要因

- ① 出先機関との役割の変化
- ② I C T の進展
- ③ 区民人口や人口構造の変化
- ④ 更なる地方分権の進展
- ⑤ 更なる行財政改革による職員数の変動

① 出先機関との役割の変化

出先機関と総合庁舎との役割の変化の中で、最も大きな変化が想定されるケースとして、総合支所制について検討しました。東京23区内で総合支所制をとっている2つの自治体をモデルケースとして、本区で総合支所制を導入し、同様のサービス提供体制を構築した場合を想定した結果、総合庁舎での職員数が減少することにより、最大約1,500m²程度の総合庁舎面積の減少が見込まれます。その反面、出先機関では総合支所や出張所などの職員数の増加に対応した施設面積の増加が必要となります。

出先機関と総合庁舎のそれぞれが担う役割は、総合庁舎の使用期間中に変動するものであり、約27,000m²～30,000m²の規模の庁舎には、このような規模の変動に対して他の用途への転用なども想定した柔軟性を持たせる必要があります。

② I C T の進展

本区では、これまで、統合型行政システムや府内 LANなど、新たな情報システムの導入・整備や既存の住民情報システムの機能拡充により、事務処理の一層の高度化・効率化を図ってきました。現在、事務処理に関しては、全府にわたる事務処理システム及び分野別のシステムともに概ね導入済みとなっています。

また、今後の I C T 化は、タッチパネルによる申請書作成補助、出先機関窓口における総合庁舎内担当者とのテレビ電話など、利用者である区民の更なる利便性の向上に向けられる方向にあり、この点については、直ちに総合庁舎の規模に影響を及ぼすものとは考え難い状況にあります。

③ 区民人口や人口構造の変化

葛飾区基本計画では、本区の将来人口は少子高齢化の影響を受けつつも、平成28年度までは緩やかに増加を続け、その後減少に転じるものと推計されています。この増減率は緩やかである一方、65歳以上人口は、引き続き大きく伸びていくものと推計されています。

高齢社会の進展に伴い、福祉、保健分野の行政ニーズは拡大・多様化していく傾向にあるものと考えられますが、これまでの高齢者人口の推移は、そのまま当該分野の職員数の推移に直接反映されていないことから、区民人口や人口構造の変化が新たな総合庁舎の規

模に及ぼす影響を推定できる状況にはありません。

④ 更なる地方分権の進展

今後の更なる地方分権の進展は、本区の担う事務の増加につながるもので、平成24年度、25年度に本区に移管された事務が実際にどれくらいの職員数に反映されたのかを分析したところ、数値化できるような大きな影響は認められませんでした。今後移管される事務の内容にもよりますが、現状では新たな総合庁舎の規模に及ぼす影響は大きくはありません。

⑤ 更なる行財政改革による職員数の変動

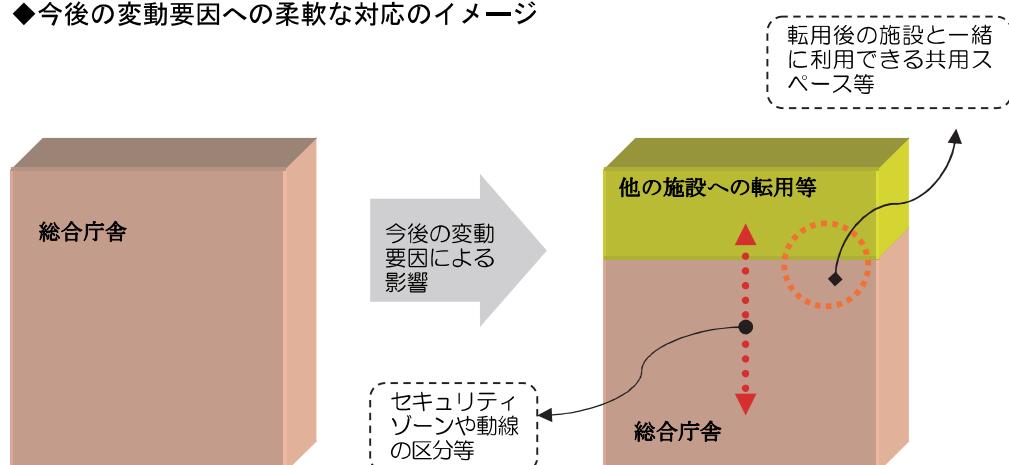
「葛飾区行革実行プログラム」（平成25年3月）では、平成28年の職員数を2,900人と設定しています。現在の総合庁舎に収容できる職員数は飽和状態にあり、各課調査でも出先施設で執行している事務の一部を総合庁舎で行うことを検討したいとする事例も複数ありますが、現時点では、この程度の総職員数の減少があっても、総合庁舎の執務人員に大きな変化があるとは見込めません。

①～⑤の項目については、現段階では、今後の変動要因として総合庁舎の規模に直ちに反映できる影響を数値化することはできませんでした。

しかし、これらの変動要因があることを踏まえると、新たな総合庁舎の規模は庁舎を使用している期間中に変動し続けるものであると想定されます。したがってその整備にあたっては、他の施設への転用や借用も含め、柔軟に対応できるよう、セキュリティゾーンの区分や動線の区分、共用スペースの配置などを工夫する必要があります。

また、今後の検討が進む中で、総合庁舎の規模への影響を数値化できる状況になれば、適宜規模算定に反映していきます。

◆今後の変動要因への柔軟な対応のイメージ



(4) コンパクト化への取組み

以上の検討の結果、算定した約27,000m²～約30,000m²の庁舎面積について、会議室の効率的な運用、保管文書のスリム化、各課固有スペースの柔軟化などのコンパクト化への取組みにより、さらに、概ね1,000m²程度削減することを目標とします。

① 会議室等の効率的な運用

現在の会議、打ち合わせの開催状況からは、会議室・作業スペース等の面積は、約1,500m²必要になると考えられます。新たな総合庁舎におけるコンパクト化の取組みとして、近隣の公共施設と会議室等を共同使用するなどの工夫や、会議そのもののスリム化のみならず、ＩＣＴを活用して打ち合わせコーナーの空き情報がリアルタイムでわかるシステムの構築などを検討し、概ね200m²程度の会議室面積の削減を目指とします。

内訳：小会議室（50m²程度）を2室、打ち合わせコーナー（15m²程度）を6～7ブース削減する。

② 保管文書のスリム化

現在の総合庁舎の文書書庫以外に保管している文書の総量は、倉庫面積ベースで約1,400m²に相当し、これを倉庫と、執務スペース間仕切りと兼用した収納スペースで保管する計画です。新たな総合庁舎におけるコンパクト化の取組みとしては、壁面引戸式の収納スペースの確保による通路部分の最小化とともに、保存文書の電子化を推進し、その総量の10%程度の削減を目指とします。

内訳：倉庫面積を約10%削減する（原本の保管庫を総合庁舎外に設置する必要が生じる場合がある）。

③ 各課固有スペースの柔軟化

現在の総合庁舎には、紛争調整室（住環境整備課）、教育委員会室（教育委員会事務局）、入札室（契約管財課）、人事課相談室（人事課）などの各課固有スペースがあります。これらは、本来用途に優先的に使用されるほか、空き状況に応じて、会議・打ち合わせに活用されているものの、一般の会議室と同等の稼働率にあるとは言い難い状況にあります。新たな総合庁舎におけるコンパクト化の取組みとして、これらの会議室として使用可能な各課固有スペースを柔軟化し、相互に活用できるようにすることで、総量の半減を目指していくきます。

内訳：会議室形式の各課固有スペース（合計約600m²）を相互乗り入れ運用やオープン化等の柔軟な対応を促進し、共有することで、その総量を半減する。

(5) 新たな総合庁舎の規模設定

以上の検討の結果、新たな総合庁舎の規模を約26,000m²～約29,000m²と設定します。この設定は、現時点において想定できる条件を整理した数値であり、今後、整備計画の具体化において一定の目安となる一方、現時点で想定していない行政サービスのあり方などの条件が変化した場合には、これに柔軟に対応することとします。

◆想定規模のまとめ

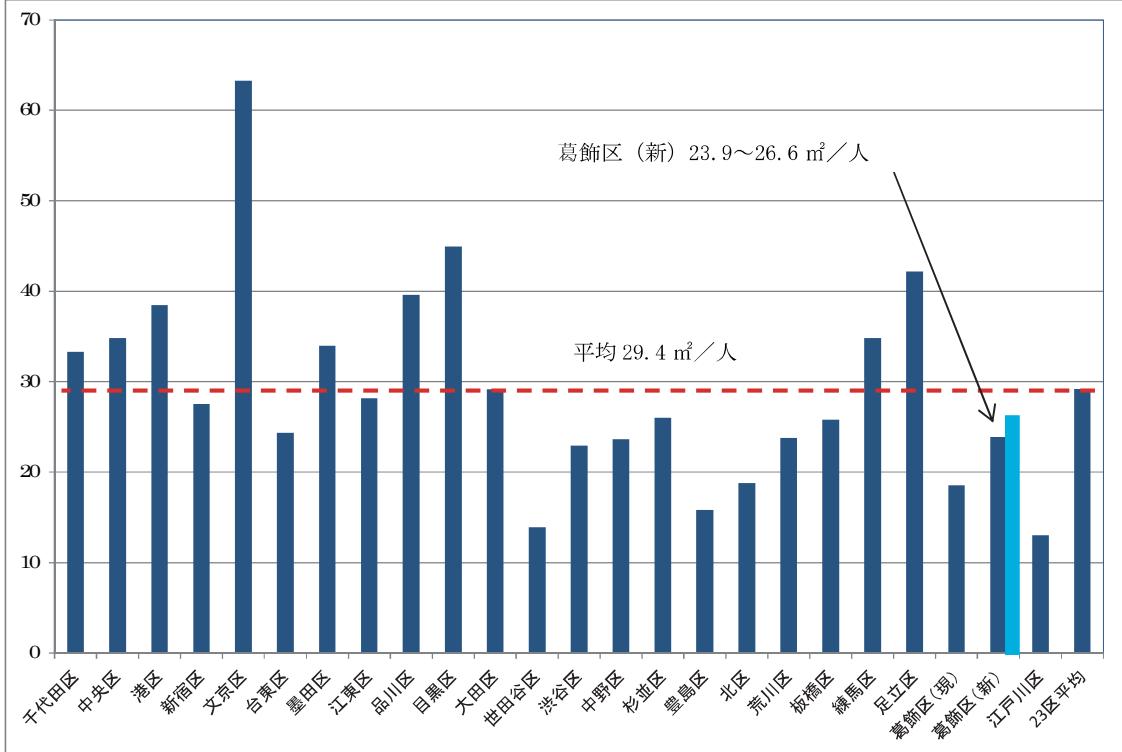
(1) 積上げによる算定	約 26,300 m ²
(2) 他の基準と比較考量した想定規模	約 27,000～約 30,000 m ²
他の基準による算定規模の平均値	約 30,200 m ²
(3) 今後、総合庁舎の規模に変動を与える要因の整理	現時点において、庁舎規模への影響については計測不能
(4) コンパクト化への取組み	1,000 m ² 程度の削減
(5) 新たな総合庁舎の規模設定	約 26,000～約 29,000 m ²

◆新たな総合庁舎の規模に関する計画諸元

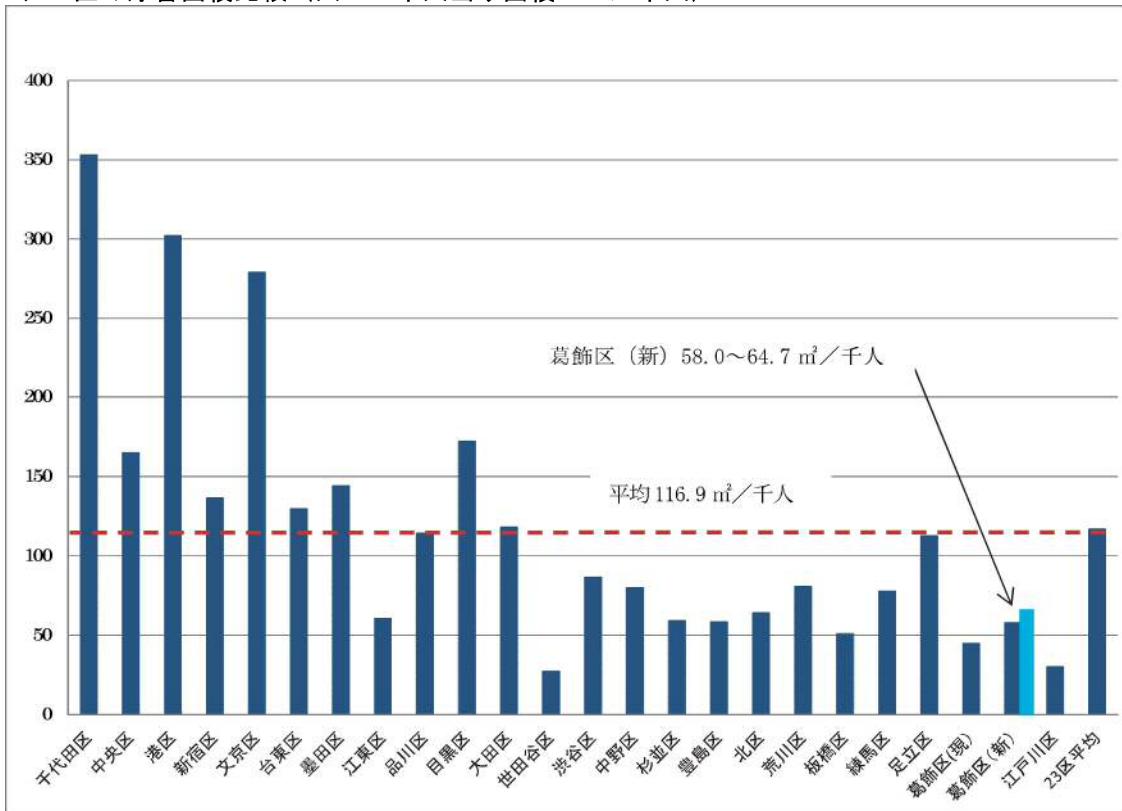
項目	設定	考え方
延べ面積	約 26,000 m ² ～約 29,000 m ²	上記のとおり
人口	約 45 万人	葛飾区基本計画による平成 34 年人口
職員数	約 1,500 人	※ (下記のとおり)
区議会議員数	40 人	葛飾区議会議員定数条例による

※「葛飾区行革実行プログラム」（平成25年3月）による平成28年度の職員数の見込みは2,900人ですが、新たな総合庁舎内で業務を行う常勤職員、再任用・再雇用、専門非常勤、臨時職員、派遣職員、委託事業者は、現状程度と見込み、約1,500人と想定しました（平成25年4月1日現在で1,542人）。

◆23区の庁舎面積比較（庁内職員1人当たり面積 m^2 ／人）



◆23区の庁舎面積比較（人口1千人当たり面積 m^2 / 千人）



※「葛飾区 (新)」は面積 26,000 m^2 ～29,000 m^2 で算出